

CARREL 社会保険労務士事務所

News

CARREL 社会保険労務士事務所
〒231-0004

横浜市中区元町 3-21-2 ヘリオス関内ビル 7F
TEL :045-222-8270/FAX :045-222-8276

✉ info@carrel-yokohama.jp

http://www.carrel-yokohama.jp



1. 「ストレスチェック」の内容と

職場ストレスに関する最近の傾向

◆「ストレスチェック」の具体的内容

現在、国会で審議中の改正労働安全衛生法案に「ストレスチェック制度の義務付け」（従業員 50 人以上の企業が対象）が盛り込まれているのはご存知のことと思います。

このストレスチェックの内容は、下記の9項目について直近1カ月間の状態が「ほとんどなかった」「ときどきあった」「しばしばあった」「ほとんどいつもあった」のいずれに該当するかを労働者が回答し、その回答から判断される方法がベースになるようですが、今後、項目の変更や追加の可能性もあります。

- (1) ひどく疲れた
- (2) へとへとだ
- (3) だるい
- (4) 気が張りつめている
- (5) 不安だ
- (6) 落ち着かない
- (7) ゆううつだ
- (8) 何をするのも面倒だ
- (9) 気分が晴れない

◆これだけで本当にチェック可能!?

これらの質問に答えるだけでメンタル不調に該当するか否かを判断できるのか、甚だ疑問ではありますが、この9項目は旧労働省の委託研究を経て公開されたものであり、現在すでに使用されている「職業性ストレス簡易調査票」の一部に該当するものです。

◆職場のストレスの傾向は?

株式会社アドバンテッジリスクマネジメントによるメンタルヘルス対策プログラム（アドバンテッジ EAP）の利用実績データ（2013年に約24万人が利用）の分析結果によると、職場のストレスについて、下記の傾向が明らかになったそうです。

- ・高ストレス者の割合は3年連続で増加
- ・年代別では「25～29歳」で高ストレス者の割合が高い
- ・男性のストレス要因は「心理的サポート不足」「仕事の量・質」
- ・女性のストレス要因は「意見尊重の風土」がトップ

改正法案の成立後、今以上にきめ細かなメンタルヘルス対策が求められることとなりますので、これらの傾向も参考にしながら、自社における課題を明らかにしておく必要があるでしょう。

私は、経営者も社員も
幸せになれる会社づくりの
サポートをすることが
CARREL の“使命”だと
考えています。

CARREL の5つの使命として

- ◇ 採用・教育研修サポート
- ◇ 就業規則・人事諸規定
- ◇ 労務問題
- ◇ 社会保険手続き
- ◇ 行政調査

を考えています。

これらのお悩みを解決させて頂くことが、貴社の成長に貢献できる近道だと思っております。

～お気軽にご相談下さい～

プロフィール

官公庁・百貨店勤務を経て人材派遣会社へ入社。
人材派遣会社では約10年間、総務・人事、派遣コーディネーターなど多岐に渡る業務に従事。
現在は、社労士実務だけでなく、資格学校や大学にてメンタルヘルスや就職支援等の講師を担当。



6月の税務と労務の手続き

2日

- ◇ 軽自動車税の納付 [市区町村]
- ◇ 自動車税の納付 [都道府県]
- ◇ 健保・厚生保険料の納付
[郵便局または銀行]
- ◇ 日雇健保印紙保険料受払報告書の提出
[年金事務所]
- ◇ 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出
[公共職業安定所]
- ◇ 外国人雇用状況報告(雇用保険の被保険者でない場合)＜雇入れ・離職の翌月末日＞
[公共職業安定所]
- ◇ 労働保険の年度更新手続の開始
＜7月10日まで＞
[労働基準監督署]

10日

- ◇ 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]
- ◇ 雇用保険被保険者資格取得届の提出＜前月以降に採用した労働者がいる場合＞
[公共職業安定所]
- ◇ 労働保険一括有期事業開始届の提出＜前月以降に一括有期事業を開始している場合＞
[労働基準監督署]

30日

- ◇ 個人の道府県民税・市町村民税の納付＜第1期分＞
[郵便局または銀行]
- ◇ 健保・厚生保険料の納付
[郵便局または銀行]
- ◇ 日雇健保印紙保険料受払報告書の提出
[年金事務所]
- ◇ 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出
[公共職業安定所]
- ◇ 外国人雇用状況報告(雇用保険の被保険者でない場合)＜雇入れ・離職の翌月末日＞
[公共職業安定所]

雇入時及び毎年1回

- ◇ 健康診断個人票 [事業場]

2. 「自動車運転死傷行為処罰法」が

5月20日より施行

◆飲酒や薬物の影響で事故を起こした場合の罰則強化

「自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律」（以下、「自動車運転死傷行為処罰法」という）は、昨年11月に成立し、「通行禁止道路の高速走行」やアルコールや薬物の摂取、特定の病気の影響で「正常な運転に支障が出るおそれのある状態」で運転し人を死亡させた場合に懲役15年以下、人を負傷させた場合に懲役12年以下とする規定が盛り込まれています。

現行刑法の「危険運転致死傷罪」の適用範囲が狭すぎるとして批判があったことを受け、刑法から自動車事故に関連する規定を分離して成立しました。

◆重罰化されるケースとは？

本法制定のきっかけは、栃木県鹿沼市の運転手がてんかん発作を起こし、登校中の小学生6人を死亡させた事故（2011年）や、京都府亀岡市の無免許運転により小学生等計10人がはねられて3人が死亡、7人が重軽傷を負った事故（2012年）です。

本法における「特定の病気」には統合失調症や双極性障害（躁うつ病）、てんかん、低血糖症、重度の眠気の症状を呈する睡眠障害等が含まれ、運転に必要な能力を欠いている場合や意識障害、運動障害を再発するおそれがある場合に適用されることとなっています。

また、「通行禁止道路の高速走行」としては、車両通行止め道路、歩行者専用道路、自転車および歩行者専用道路、一方通行道路の逆走、高速道路の逆走等が対象です。

さらに、アルコールや薬物の摂取により正常な運転に支障が生じるおそれがある状態で運転したケース、アルコールや薬物の影響で死傷事故を起こした場合にその影響をごまかすために事後にアルコールや薬物をさらに摂取したり現場を離れてアルコール濃度などを減少させたりしたケースも処罰の対象となります。

◆企業における対応

企業においては、従業員に対し新法の施行について周知するだけでなく、特定の病気に罹患している従業員の有無の確認や、該当者がいた場合の対応のほか、就業規則、自動車通勤や社用車運転に関する社内規程等の見直しを検討する必要があります。

3. 「労働時間法制の見直し」をめぐる最近の動向

◆中小企業の残業代割増率が引き上げられる？

2010年4月に施行された改正労働基準法により、従業員数300名以上の企業の1カ月の時間外労働時間が60時間を超えた場合の割増賃金の割増率は50%以上とされていますが、中小企業については適用を猶予し、3年をめぐり改めて適否を議論することとされていました。

このほど、政府は中小企業についても割増率を引き上げる検討に入り、2015年の通常国会に労働基準法の改正案を提出し、2016年4月からの施行を目指すとの報道がなされました。

割増率が引き上げられれば、企業の人件費負担が増す可能性があります。運送業のように残業時間を減らしにくい業種については、助成金等の措置も検討するとされています。